

○座間市指定介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則

令和3年10月7日規則第44号

改正

令和5年5月12日規則第56号

座間市指定介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）の指定申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の決定をしたときは座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定通知書（第1号様式）により、当該申請を却下したときは座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請却下通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 法第115条の45の5第1項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

4 施行規則第140条の63の7に規定する期間は、6年とする。

(指定事業者の指定等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、座間市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（令和3年座間市規則第25号。以下「規則」という。）に定める基準及び員数を満たしていないとき。

(3) 申請者が、規則に定める基準に従って適正な介護予防・日常生活支援総合事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なるまでの者であるとき。

- (5) 申請者が、法又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2各号若しくは第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。次号及び第9号において同じ。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして施行規則第140条の16に規定する場合に該当するときは除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして施行規則第140条の16に規定する場合に該当するときは除く。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 前号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、前号の通知の日前60日以内に当該

届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 申請者が、指定の申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(12) 申請者の役員等のうちに第4号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者があるとき。

（指定の更新の申請等）

第5条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、厚生労働大臣が定める様式の指定更新申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の更新の決定をしたときは座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新通知書（第3号様式）により、指定の更新の申請を却下したときは座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新申請却下通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項にあつては、当該各号に定める様式によりその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 指定の申請事項の変更 厚生労働大臣が定める様式の変更届書

(2) 事業の再開又は廃止若しくは休止 厚生労働大臣が定める様式の再開届出書又は廃止・休止届出書

2 前項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項にあつては、当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 指定の申請事項の変更 当該変更のあった日から10日

(2) 事業の再開 当該事業を再開する日の前日

(3) 事業の廃止又は休止 当該事業を廃止し、又は休止する日の1月前

（告示）

第7条 市長は、次に掲げる場合には、次項に規定する事項を告示しなければならない。

(1) 法第115条の45の5第1項の指定をしたとき。

(2) 前条に規定する事業の廃止の届出があったとき。

(3) 法第115条の45の9の規定により法第115条の45の5第1項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

2 前項の規定により告示しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該事業者の名称

(2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定をし、事業の廃止の届出を受理し、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

(4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

(5) サービスの種類

(事業者情報の提供)

第8条 市長は、第3条、第5条及び第6条の規定による申請又は届出があったときは、当該申請又は届出に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定、指定の更新、変更、廃止、休止又は再開の年月日及び指定の有効期間満了年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業者番号

(7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月12日規則第56号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長



座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定通知書

年 月 日付けの申請について、次のとおり指定したので通知します。

- 1 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の指名及び職名
- 2 事業所又は施設の名称及び所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 指定年月日
- 5 指定有効期間満了年月日
- 6 事業の種類
- 7 備考

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長



座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請却下通知書

年 月 日付けの申請について、次の理由により却下したので通知します。

却下理由	
------	--

（教示）

（座間市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成 28 年座間市規則第 1 号）に準じた教示の文）

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長



座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新通知書

年 月 日付けの申請について、次のとおり指定を更新したので通知します。

- 1 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の指名及び職名
- 2 事業所又は施設の名称及び所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 指定年月日
- 5 指定有効期間満了年月日
- 6 事業の種類
- 7 備考

第 4 号様式（第 5 条関係）

第 4 号様式（第 5 条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長



座間市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新申請却下通知書

年 月 日付けの申請について、次の理由により却下したので通知します。

却下理由	
------	--

（教示）

（座間市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成 28 年座間市規則第 1 号）に準じた教示の文）